

第二章

Kohlberg 理論の新たな展開

— Victor & Cullen の倫理風土研究へ

根 村 直 美

1. はじめに

本研究プロジェクトで開発しつつある倫理尺度は、Lawrence Kohlberg の道徳発達理論に基づいている。その倫理尺度が拠って立つ基礎理論を明らかにしておくことは学術的プロジェクトとしては不可欠である。そこで、本稿では、Kohlberg 理論の概要をより具体的な形で示すとともに、その理論に対し若干の批判的考察を試みることを第一の目的とする。また、本研究プロジェクトの直接的な先行研究は、Bart Victor & John B. Cullen の倫理風土の研究である。Victor & Cullen がその研究を行うに当たって Kohlberg の道徳発達理論をどのように展開させているのかを明らかにすることを第二の目的とする。

2. Kohlberg 理論の基本構造

2.1 Kohlberg 理論における 3 段階 6 水準

Kohlberg によれば (Kohlberg, 1981, p.115)¹⁾、その道徳発達理論の中核にある 3 段階 6 水準は、15 年間にわたって、同じ 75 名の男子を 3 年間隔で、青年期初期から成人期初期にわたって追跡するという方法で行った研究、そして、他の文化における発達研究により設定されたものである。それは、架空の道徳的ジレンマに対する被験者の反応に基づいている。用いた道徳的ジレンマは、熟考を要する「哲学的」なものとされる。

その 3 段階 6 水準の理論の日本語訳は、Kohlberg 理論の研究書 (永野, 1985)、および、講演の日本語訳 (コールバーグ, 1987) においても入手することができるが、本稿では、講演の方が論文よりやや新しいものであるという理由から、講演の日本語訳に収められたものを以下に引用する (コールバーグ, 1987, pp.171-173)。

I 慣習以前のレベル

このレベルでは、子どもは、「善い」「悪い」「正しい」「正しくない」といった個々の文化の中で意味づけられた規則や言葉に反応するが、これらの言葉の意味を、行為のもたらす物理的結果や、快・不快の程度 (罰, 報酬, 好意のやりとり) によって考えたり、そのような規則や言葉を発する人物の物理的な力によって考える。このレベルには次の二つの段階がある。

第一段階—罰と服従志向

行為の結果が、人間にとってどのような意味や価値をもとうとも、その行為がもたらす物理的の結果によって、行為の善悪が決まる。罰の回避と力への絶対的服従が、ただそれだけで価値あることと考えられる。それは、罰や権威が支持する根本的な道徳的秩序に対する尊重からではない。（後者の場合は第四段階）

第二段階—道具主義的相対主義者志向

正しい行為とは、自分自身の必要と、ときに他者の必要を満たすことに役立つ行為である。人間関係は市場の取引関係に似たものと考えられる。公平、相互性、等しい分け前等の要素が存在するが、常に物理的な有用性の面から考えられる。相互性も「あなたが私の背中をかいてくれたら、私もあなたの背中をかいてあげる」式の問題であって、忠誠や感謝や正義の問題ではない。

II 慣習的レベル

このレベルでは、個人の属する家族、集団、あるいは国の期待に添うことが、それだけで価値があると認識され、それがどのような明白な直接的結果をもたらすかは問われない。その態度は、個人的な期待や社会の秩序に一致するというだけでなく、社会の秩序に対する忠誠と、その秩序を積極的に維持し、正当化し、かつその中に存在する個人や集団と一体になろうとする態度である。このレベルには、次の二つの段階がある。

第三段階—対人関係の調和あるいは「良い子」志向

善い行動とは、人を喜ばせ、人を助け、また人から承認される行動である。多数意見や「自然な」行動についての紋切り型のイメージに従うことが多い。行動は、しばしばその動機によって判断される。「彼は善意でやっている」ということが初めて重要になる。「良い子」であることによって承認をかちえる。

第四段階—「法と秩序」志向

権威、定められた規則、社会秩序の維持等への志向が見られる。正しい行動とは、自分の義務を果たし、権威を尊重し、既存の社会秩序を、秩序そのもののために維持することにある。

III 慣習以後の自律的、原理的レベル

このレベルでは、道徳的価値や道徳原理を、集団の権威や道徳原理を唱えている人間の権威から区別し、また個人が抱く集団との一体感からも区別して、なお妥当性を持ち、適用されるものとして規定しようとする明確な努力が見られる。

第五段階—社会契約的違法主義志向

概してこの段階には、功利主義的なところがある。正しい行為は、一般的な個人の権利や、社会全体により批判的に吟味され、合意された基準によって規定される傾向がある。個人的価値や意見の相対性が明瞭に認識され、それに呼応して、合意に至るための手続き上の規則が重視される。正しさは、憲法に基づいて民主的に合意されたもの以外

は、個人的な「価値」や「意見」の問題とされる。その結果、「法の観点」が重視されるが、（第四段階の「法と秩序」によって、法を固定的に考えるのでなく）社会的な効用を合理的に勘案することにより、法を変更する可能性が重視される。法の範囲外では、自由意志に基づく合意と契約が、人間を拘束する義務の要素となる。これは、アメリカ合衆国政府と憲法によって立つ「公的」道徳である。

第六段階—普遍的な倫理的原理志向

正しさは、論理的包括性、普遍性、一貫性に訴えて自ら選択した倫理的原理に一致する良心の決定によって規定される。これらの原理は、抽象的かつ倫理的であり（黄金律、定言命法）、十戒のような具体的道徳律ではない。もともとこれらの原理は、人間の権利の相互性と平等性、一人ひとりの人間の尊厳性の尊重など、正義の普遍的諸原理である。

3. ハインツの葛藤場面

Kohlberg は、道徳性の発達段階を 3 水準 6 段階に分類したが、被験者の道徳水準を測るのに、様々なジレンマについて考えさせた。その 1 つがハインツのジレンマである（永野, 1985, p.10）。

ヨーロッパで、一人の女性がたいへん重い病気のために死にかけていた。その病気は、特殊なガンだった。彼女の命を取りとめる可能性をもつと医者の方で考えている薬があった。それは、ラジウム的一种であり、その薬を製造するのに要した費用の十倍の値が、薬屋によってつけられていた。病気の女性の夫であるハインツは、すべての知人からお金を借りようとした。しかし、その値段の半分のお金しか集まらなかった。彼は、薬屋に、妻が死にかけていることを話し、もっと安くしてくれないか、それでなければ後払いにしてはくれないかと頼んだ。しかし、薬屋は、「ダメだよ、私がお薬を見つけたんだし、それで金もうけをするつもりだからね。」と言った。ハインツは、思いつめ、妻の生命のために薬を盗みに薬局に押し入った。

ハインツは、そうすべきだったでしょうか？ その理由は？

Kohlberg は、各々の段階は、特定の状況に対する態度ではなく、全般的な思考の方法を規定するものであり、どちらの側の行為の選択を指示するためにも用いることができるとした。そして、J. Rest の 1968 年の「道徳的行為を行なう動機」に関する研究を取り上げている。以下、これに関しても、講演の日本語訳に収められたものを用いて、それぞれの段階でのハインツの「道徳的ジレンマに対する反応」を示す（コールバーグ, 1987, pp.178-180）。

第一段階—行為の動機は、罰の回避にあり、「良心」は罰に対する非合理的な恐怖心である。

賛成 もし妻を死なせてしまえば、自分は困ったことになるでしょう。妻を救うため

のお金を惜しんだと非難されるだろうし、妻の死に関して、薬屋とともに取り調べを受けるでしょう。

反対 もしも薬を盗めば、捕まって刑務所に入れられますから、薬を盗むべきではありません。もし罰を免れても、自分の良心は、いつも警察がどうやって自分を捕まえるだろうかと考えて自分を悩ますことでしょう。

第二段階—行為の動機は、報酬もしくは利益の願望である。罪に伴って起こるかもしれない反応は無視され、罰は実用主義的に考えられる。(自分の恐怖、不快もしくは苦痛が、結果としての罰から区別される)

賛成 もしたまたま捕まったとしても、薬を返すことができるから、重い罪の宣告は受けないでしょう。刑務所から出たときには妻がいるとすれば、わずかの期間刑務所で服役しても、さほど辛くはないでしょう。

反対 もし彼が薬を盗んでも、長く刑務所に留置されることはないかもしれませんが、しかし、たぶん彼が出所する前に妻は死ぬでしょうから、彼にとってあまりよい事態にはならないでしょう。もし妻が死んでも、彼は自分を責めるべきではありません。彼女がガンになったのは、彼の落ち度ではないのです。

第三段階—行為の動機は、実際のものであれ、(例えば罪意識のような)想像された仮定的なものであれ、予想される他者の否認である。(否認が罰、恐怖、苦痛から区別される)

賛成 もし薬を盗んでも、その人を悪い人間と思う人間はいないでしょうが、盗まない場合には、家族の者は、人でなしの夫と思うでしょう。もし妻を死なせてしまえば、誰に対しても、二度とまともに顔を向けられなくなるでしょう。

反対 薬屋だけでなく、他のすべての人から犯罪者と考えられるでしょう。薬を盗んだ後で、自分の家族と自分自身の顔に泥を塗るようなことをどうしてしたのかと後悔するでしょう。また、誰にも二度と顔向けできなくなるでしょう。

第四段階—行為の動機は、予想される不名誉、つまり義務の不履行に対する公的な非難の予測や、人に対して加えた具体的な危害に対する罪の念である。(公的な不名誉が、非公式の否認から区別される〔原文は「ます」であったが、本稿筆者の判断により「る」に変更〕。また、悪い結果に対する罪の念が、否認から区別される)

賛成 もし多少とも名誉を重んじる気があるなら、自分の妻を救う唯一の方法を実行するのがこわくて、死なせてしまうことはないでしょう。もし妻に対する義務を果たさなければ、自分が彼女を死なせてしまったと、絶えず罪を犯したと感ずるでしょう。

反対 自暴自棄になっているから、薬を盗むときには、自分が間違ったことをしてい

ることがわからないかもしれませんが、しかし、罰を受け、刑務所に送られた後で、自分が間違ったことをしたことがわかるでしょう。自分の不正と法を犯したことに対する罪の念を常に感じることになるでしょう。

第五段階—対等の人々やコミュニティからの尊敬（この場合、その尊敬は、情緒ではなく、理性に基くと考える）を確保しようとする関心。自分の自尊心についての関心、つまり自分を非合理的で、一貫性がなく、目的のない人間と判断せざるをえないようなことを避けようとする関心。（制度的非難とコミュニティからの軽蔑もしくは自己蔑視とが区別される）

賛成 盗まなければ、人々の尊敬をかちえるどころか、尊敬を失ってしまうでしょう。自分の妻を死なせるとすれば、それは考え抜いた結果でなく、恐怖心の結果です。したがって、まさに自分の自尊心を失うとともに、おそらく他の人々の尊敬も失ってしまうでしょう。

反対 コミュニティでの自分の地位と尊敬を失い、法を犯すことになります。もし感情に流され、長期的展望を忘れてしまえば、自尊心も失ってしまうことでしょう。

第六段階—自分自身の原理をふみにじることに対する自己非難についての関心。（コミュニティの尊敬と自尊心とが区別される。何かを達成しようとする一般的な合理性に対する自尊心と、道徳原理を維持することに対する自尊心とが区別される）

賛成 もし薬を盗まないで、自分の妻を死なせてしまえば、後になってそのことで絶えず自分を責めることになるでしょう。人から非難されることもなく、法の表面上の規則に従ったことになるかもしれませんが、自分自身の良心の基準に従わなかったこととなります。

反対 もし薬を盗めば、人からは非難されないかもしれませんが、自分自身の良心と誠実の基準に従わなかったという理由で、自分自身を責めることになるでしょう。

Kohlberg は、以上のように、それぞれの段階において賛成・反対が想定された Rest の研究を取り上げているのであるが、隈元泰弘によれば、Kohlberg 理論に照らすなら、それは必ずしも適切ではない（隈元, 1993, p.101）。というのも、Kohlberg 理論を一貫して解釈するならば、第 6 段階の人びとは基本的にすべて一致できるはずであり、賛否いずれも成立しうると考えることはできないからである。

実際、Kohlberg も、次のように論じて、そうした考えを示している。

たとえば、「ハインツが薬を盗む」物語において夫は、妻の立場にもまた薬屋の立場にも立つことができる。しかし、生命を犠牲にしても薬を与えないという薬屋の主張は可

逆的ではなく、彼の妻の立場に立てば、この彼の主張を認められないだろう。しかしながら、財産権を犠牲にして生命を守るという妻の主張は、彼女が夫や薬屋の役割を取ったとしても認め得る妥当な主張である。つまり一般にある主張が決定的なものになるのは、人がその状況においてどの役割を演じるかに関係なく、その主張が決定的であると支持できる場合に限られる。そして、そうした主張だけが義務を規定するのである。(Kohlberg, 1981, pp.167-168)²⁾

Kohlberg 自身が注目すべきとしているのは、第一に、より高い段階の「優越性の主張」は、個人における道徳的価値の階層の体系を主張しているわけではなく、ある道徳的思考が他のものより適切である、ということをも主張している点である。「道徳」という言葉が示しているのは、基本的に判断の形式、あるいは、意志決定の過程 (Kohlberg, 1981, p.169)³⁾ の形式にはかならないのである。第二に注目すべきとしているのは、自身の理論は義務論的な道徳性の理論であるということであり、「優越性の主張」は、第6段階における義務や権利の判断が他の段階の判断よりも優れている、と主張している点である (Kohlberg, 1981, p.169)⁴⁾。

そして、Kohlberg においては、第6段階において合理的な人びとは「公正」の原理において一致すると考えられている。Kohlberg によれば、「公正な、もしくは『道徳的に正しい』原理、あるいはまた公正な決定は、合理的に道徳的な人すべてがそれに同意するであろう、あるいは同意しうるのである決定」(Kohlberg, 1981, p.193)⁵⁾ なのである。

Kohlberg にとって完成された原理とは、「ある人とある人が対立する様な状況において、対立する主張をどう解決すればよいかを指令する」(Kohlberg, 1981, p.175)⁶⁾ ものであるが、それこそが、「公正」の原理である。Kohlberg にとって、「公正」だけが、最も高い段階において、原理の特徴すなわち義務的で定言的(絶対的)なものを持ち、法や他者の幸福を含む他の考慮すべき要件に優先するものである (Kohlberg, 1981, p.176)⁷⁾。そして、定義からして、その原理は、個人間の対立する主張の裁定のための、つまり「各個人を公平に扱う」原理 (Kohlberg, 1981, p.175) なのである⁸⁾。

4. Kohlberg の道徳発達理論に対する批判

Kohlberg 理論には、その基本前提を誤りと見なすものから部分的修正を求めようとするものまで、様々な角度から批判が加えられてきたが(隈元, 1993, pp.108-109)⁹⁾、本稿で特に批判的に検討したいのは、「道徳」という言葉が示す判断の形式である「公正」の原理が一致をもたらすと考えている点である。

Kohlberg 理論において、「公正」の原理に基づく決定とは、その状況の中でその決定によって影響を受ける役割の1つを演じなければならないが、どの役割を演じるかはわかっていないすべての人に受け入れられるような決定 (Kohlberg, 1981, p.168)¹⁰⁾ である。それゆえ、「公正」の原理とは、判断の普遍化可能性の要求である。つまり、Kohlberg は、この原理は様々

な立場を調停し一致した判断をもたらすと考えているのであるが、本当にそうであろうか。

第6段階において、我々は、すべての人の立場から考慮し公平にすべての人を尊重するような判断をしなければならないのであるが、我々がそれらの条件のすべてを満たしてしまうならば、どのようにして道徳的に望ましい判断をするという仕事を果たせるのであろうか。もし、ある種の選択を好むことがなければ、道徳的選択は果たせないのではなからうか。そして、もし何らかの選好を想定するとしたら、目的論的な理論を導入することになるのであるが、それは、Kohlbergが「義務の葛藤を解決するための選択の原理として規定している、道徳性や道徳原理の適用範囲」(Kohlberg, 1981, p.169)¹¹⁾を越えているとする論点を導入することになるのである。

こう考えるならば、すべての人の立場から考慮し公平にすべての人を尊重するような判断をしなければならない第6段階では、モラル・ジレンマがより厳しくなり、それゆえ最終的で一義的な解決を見いだすことができないという立場を取るようになるであろう。渡辺英之は、「キャプテンのジレンマ」を例に最終的で一義的な解決の困難を論じている。そのジレンマとは、要約すると、以下の通りである(Kohlberg, 1981, pp.205-206)。

地理に詳しいキャプテンと屈強な若者、そして、骨折した老人の3人が救命ボートで漂流している。限られた食料で3週間ボートをこぎ続けるためには誰か1人が犠牲になる必要がある。キャプテンはどのように決断すべきか。渡辺はこのジレンマにおいて、くじを引くというD判事に対しそれを解決と見なさない視点、すなわち、このような重大で厳しい状況では、共同の合意が優先されるという視点がほとんど評価されていないことを批判する(渡辺, 1993, p.154)。渡辺はさらに、1人だけが立法の主体として理念的合意によって決定を強いるのでは、他者の人格の尊厳性は尊重されているとは言えないと論じ、理念的合意に訴えることができない場合も考慮せざるをえないからこそ、第6段階は、ジレンマが一層厳しくなると結論づけるのである(渡辺, 1993, pp.154-155)。

5. Victor & Cullen における Kohlberg 理論の展開

5.1 Kohlberg 理論から Victor & Cullen の倫理風土の研究へ

さて、「はじめに」で述べたように、本研究がその一部をなしているプロジェクトにおいては、直接的には Victor & Cullen の倫理風土の研究が先行する研究となっている。

Victor & Cullen は、その倫理風土の研究において、Kohlberg の、①慣習以前のステージ、②慣習のステージ、③慣習以後のステージという3つの倫理発達段階を、「利益 (egoism)」「善行 (benevolence)」、「原理 (principles)」という概念を用いて同時的に把握しようとする現象と捉え直している。その理由は、以下の通りである(Victor & Cullen, 1988, p.105)。すなわち、第一に、倫理風土というのはグループあるいは組織に関する概念であるため、風土のタイプはもっぱらグループあるいは組織の分類となり、Kohlberg 理論で個人に仮定されているような連続的な発達の過程にしたがうということが想定できないためである。また、Kohlberg が

記しているように、様々な道徳的発達段階にある個人が集団にはおり、自身のステージとは異なる規範的組織とともにある場合もありうるからである。

また、Victor & Cullen は、社会学の役割理論を援用することにより、ローカルな役割とコスモポリタンの役割を導入した。これら役割は、役割期待を適切に定義するのに、資源として異なる参照集団を用いているためである (Victor & Cullen, 1988, p.106)。すなわち、ローカルな役割を担う者にとって、重要な参照集団、あるいは、役割定義の資源は社会システムの中に含まれている。一方、コスモポリタンの役割を担う者にとって、役割定義の資源は行為者が属するシステムの外部である社会システムの中に存するのである。

5.2 Victor & Cullen による Kohlberg 理論の展開

Victor & Cullen は、Kohlberg 理論から、段階が進むほどに道徳的に望ましいと考える「順序性」を取り去り、それぞれのステージを同時に存在する道徳的判断の類型として捉え直している。そして、そのことにより、第6段階の義務論的な立場を一致した道徳的判断をもたらす最高の段階とする Kohlberg 理論が直面せざるを得ない批判を回避することができていると言えよう。言い換えれば、規範性をそぎ落とし、それぞれのステージを個々人の状況を分析する概念として再構成し直したことにより、特定の理論を一般に通用する規範理論として正当化し得ているわけではないという現代の倫理学分野の現状に照らしても耐え得るような枠組みへと Kohlberg 理論を甦らせたと考えることができる。

実際、本研究プロジェクトに関連の深いビジネス・エシックスの分野を見てみるならば、教科書や主要論文集の多くで、さまざまな倫理学説を紹介する形が取られており、何らかの倫理学的理論に収斂されているわけではないことが分かる。例えば、最初期に出版されたものの1つで、構成・内容の選択・分量などがこの分野の「テキストの典型」(田中, 2004, p.28)となっている Tom L. Beauchamp と Norman E. Bowie の著書 (ビーチャム／ボウイ, 2005) では、「功利主義理論」「カント主義倫理学」「常識道徳理論」「権利理論」「徳倫理学」「フェミニスト理論とケアの倫理学」「正義論」など、現代の倫理学理論を幅広く紹介している。日本においていち早く出版されたテキスト的な文献について見てみると、梅津弘光は、「功利主義」「義務論」「正義論」を取り上げている (梅津, 2002)。さらに、現代の科学論をも視野に入れて書かれた高巖の著書 (高, 2013) では、「功利主義」「リバタリアニズム」「ニューリベラリズム」「コミュニタリズム」が取り上げられている。

また、加藤尚武によると (加藤, 2005, p.312)、Thomas Donaldson と Patricia H. Werhane 編集の *Ethical Issues in Business* (Prenticewell, 1988) など、多くの教科書が功利主義とカント主義の対比を紹介している。他方、S. B. Rosenthal と R. B. Buchholz は、そのビジネス・エシックスの著作 (ローゼンソール／ブックホルツ, 2001) において、「一種の倫理学のごたませ状態」を受け、古典派アメリカン・プラグマティズムの枠組みを援用した道徳的多元主義のアプローチを取っている。Rosenthal と Buchholz は、あえて、「倫理的問題状況に適

切に応用されうる正しきものに関する単一の道德原則も支配的理論も存在しない」(ローゼンソール／ブックホルツ, 2001, p.6) という考えを前提にしつつ, ①「関連をもった原則はそれぞれ, どんな場合でも考量される」, ②「ある原則はある種の関心領域ないしは関心局面で機能し, 別の原則は別種の関心領域ないし関心局面で機能する」(ローゼンソール／ブックホルツ, 2001, p.6) といった2つの異なるアプローチを擁護するのである。

Victor & Cullen は, Kohlberg 理論を, 第6段階を最高の段階として個人の道德性がどの段階に当たるかを判定するような視座から解き放った。その代わりに, 現在のビジネス・エシックス分野の状況と接続させようとする枠組みへ展開させた。そして, ある倫理学理論と関連づけられる思考の形式が, 産業組織の中のどのような行為と関連をもつかを探る視座を切り開いた。その視座は, さらに, ある倫理学理論に拠って立つ思考とある行為との間に強い関連性がうかがえる場合, その関連性をどのように考えるのか, また, その関連性がこれまでの倫理学理論とその実践に関する考察にどのような知見をもたらすのかを検討することをビジネス・エシックスに要請していくことになるかと予想されるのである。

6. 結び

本稿では, まず3水準6段階の理論を示し, さらにハインツの葛藤場面の反応に関する議論を確認することを通じて, Kohlberg 理論が道德性は段階的な「順序性」をもって存在していると想定していること, そして, 最高の道德原理を「公正」と捉えていることを明らかにした。そのうえで, 「公正」の原理が様々な立場を調停し一致した判断をもたらす最高の段階と考えられている点において, Kohlberg 理論の妥当性に疑問を呈した。

また, 本稿では, 本研究がその一部をなしているプロジェクトにおいて直接的な先行研究となっている Victor & Cullen の試みが, Kohlberg 理論をどのように展開させたのかを検討した。そして, Victor & Cullen の研究を, Kohlberg 理論から「順序性」を取り去り, 特定の倫理学理論へと収斂し得ているとは言えないビジネス・エシックス分野にも接続しようとする枠組みへと展開させたものと位置づけた。そして, Victor & Cullen の研究のその視座は, 産業組織の中の行為と倫理学理論との関連性に関する考察の新たな契機をビジネス・エシックスの分野にもたらすであろうことを示唆したのである。

本研究プロジェクトの開発した尺度は, Victor & Cullen の研究のそうした視座を受けたものであることは一貫して述べてきた通りである。Victor & Cullen の研究同様に, 本研究プロジェクトの開発した尺度もまた, ビジネス・エシックスの分野における倫理学理論とその実践に関する考察に新たな知見をもたらすことが期待できるであろう。

注

- 1) ここで取り上げた論文「『である』から『べきである』へ—道德性の発達研究において, 自然主義的誤謬におちいる方法, またそれを避ける方法—」は, 永野重史編『道德性の発達と教育—コールバーグ理論

- の展開一』（新曜社，1985年）に日本語訳が取られている。なお、本稿のこの論文からの引用は、原則として同書の日本語訳、および、その表記に従った。同書では、p.21.
- 2) 同上書では、p.93.
 - 3) 同上書では、p.94.
 - 4) 同上書では、pp.94-95.
 - 5) この箇所訳は、隈元泰弘の論文中の訳を参考にした（隈元泰弘 b, 1993: 127）.
 - 6) 永野編『道徳性の発達と教育—コールバーグ理論の展開一』では、p.101.
 - 7) 同上書では、p.102.
 - 8) 同上書では、p.101.
 - 9) その批判は大きく分類するならば次のようになるという（隈元，1993，pp.108-109）。なお、引用に際しては、批判者が言及されている箇所を一部割愛している。
 - ①コールバーグ理論も結局は、ある一定の（たとえば、アメリカの進歩主義という）社会的・歴史的イデオロギーの反映でしかない。
 - ②構造主義的方向に偏重しすぎている（たとえば、ギリガンやマーフィは、脈絡的相対主義への部分的修正が必要であることを提案した）。
 - ③道徳における感情的要素が無視されている。
 - ④検証方法の問題および実証的検証の不十分さ。
 - ⑤アトム論的に偏重しすぎていて、共同性の意義が十分に顧みられていない。（これに準ずるものとして）第六段階には社会性・歴史性の契機が乏しい。
 - ⑥性差が無視されている（女性には別の論理がある）。
 - ⑦基本原理に関する論理的基礎づけが不十分である。
 - ⑧事実からの帰納的研究に偏重して、[善さ]の原理的説明が等閑視されている。
 - ⑨道徳判断ないしは推論と行為の関連が不明確である。
 - 10) 永野重史編『道徳性の発達と教育—コールバーグ理論の展開一』，p.93.
 - 11) 同上書では、p.95.

参考文献

- 梅津弘光（2002）『ビジネスの倫理学』丸善。
- 加藤尚武（2005）「監訳者あとがき」トム・L. ピーチャム&ノーマン・E. ボウイ（加藤尚武監訳）『企業倫理学 1—倫理的原理と企業の社会的責任—』見洋書房，pp.311-318.
- 隈元泰弘 a（1993）「認知発達理論の基礎構造」佐野安仁・吉田謙二編『コールバーグ理論の基底』世界思想社，pp.87-112.
- b（1993）「哲学と心理学との架橋」佐野安仁・吉田謙二編『コールバーグ理論の基底』世界思想社，pp.113-142.
- コールバーグ，ローレンス（1987）岩佐道信訳『道徳性の発達と道徳教育』麗澤大学出版会。
- 高巖（2013）『ビジネス・エシックス [企業倫理]』日本経済新聞出版社。
- 田中朋弘（2004）「倫理学としてのビジネス倫理学」田中朋弘・柘植尚則編『ビジネス倫理学—哲学的アプローチ—』ナカニシヤ出版。
- 永野重史編（1985）『道徳性の発達と教育—コールバーグ理論の展開一』新曜社。
- ピーチャム，トム・L. & ボウイ，ノーマン・E.（2005）加藤尚武監訳『企業倫理学 1—倫理的原理と企業の社会的責任—』見洋書房。
- ローゼンセル，S. B. & ブックホルツ，R. A.（2001）岩田浩・石田秀雄・藤井一弘訳『経営倫理学の新構想—プラグマティズムからの提言—』文真堂。
- 渡辺英之（1993）「モラル・ディレンマとしての道徳教育」佐野安仁・吉田謙二編『コールバーグ理論の基底』世界思想社，pp.143-142.

- Kohlberg, L. (1981) *The Philosophy of Moral Development: Moral Stages and the Idea of Justice* (Vol.1), San Francisco, CA: Harper & Row.
- Victor, B., and Cullen, J. B. (1988) "The organizational bases of ethical work climates," *Administrative Science Quarterly*, Vol.33, No.1, pp.101-125.